

「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）」に関する パブリック・コメント実施要領

1 実施目的

「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）」では、議員から市民や職員へのハラスメントの防止・根絶に加え、市民から議員又は議員になろうとする者へのハラスメントの防止・根絶も目的としています。

そのため、この条例（案）では、第3条に「市議会議員の責務」を定め、次の第4条に「市民の責務」を定めており、「市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。」としているため、パブリック・コメントを実施し、市民からのご意見を求めます。

2 実施期間

令和8年1月8日（木）から令和8年2月12日（木）まで ※必着

3 実施方法

（1）閲覧資料の内容

「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）」
(パブリック・コメント趣旨説明を添付)

（2）関係資料の閲覧場所

- ア 三次市ホームページ（三次市議会のページ）
- イ 市役所7階 議会事務局
- ウ 各支所窓口

（3）意見等を提出できる人

- ア 市内に住所を有する人
- イ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
- ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- エ 市内に存する学校に在学する人

（4）意見書の提出方法

①または②の方法で、提出してください。

- ①「ご意見記入用紙」に記入、又は入力のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 持参の場合：市役所7階議会事務局又は各支所窓口へ持参

イ 郵送の場合：〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市議会事務局 宛

ウ ファックスの場合：(0824) 62-6110 へ送信

エ 電子メールの場合：gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp へ送信

(※「ご意見等記入用紙」を添付してください。)

※ ご意見記入用紙は、任意のものでも構いませんが、住所、名前、電話番号を必ず記入して下さい。

② 三次市アンケートフォームに直接入力して提出してください。

三次市アンケートフォームには、下記のQRコード又は、アンケートフォームアドレスをご利用ください。



<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/ques/questionnaire.php?openid=17>

4 意見のとりまとめ

提出のあった意見については十分に考慮の上、議会の考え方とともに整理し、三次市ホームページ（市議会のページ）にて公表します。公表の際には、ご意見の内容のみを公表し、住所・氏名などの個人に関する情報は公表しません。また、他の目的で使用することはありません。

なお、個々のご意見に直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 提出にあたっての注意事項

匿名や無記名のもの、「3 (3) 意見提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については、無効とします。

[問い合わせ先]

三次市議会事務局

電話：(0824) 62-6179

ファックス：(0824) 62-6110

電子メール：gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp